

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

22

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

宗教法人法への暴力団排除規定の追加

提案団体

福岡県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。

【改正案1】

宗教法人の欠格事由として

(1) 役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

を規定すること

【改正案2】

(1) 宗教法人法第22条の役員欠格事由に「暴力団員等」を追加すること

(2) 宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」を追加すること

※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同内容

具体的な支障事例

【現状】

法定受託事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。

【具体的な支障事例】

(1) 宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している(別添1、2、3、4)。

(2) 暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられているが、警察への照会を行うこともできず、役員が暴力団員等であるかを確認することができない(別添5)。

(3) 暴力団員等が関与する宗教団体の法人設立認証等を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない(別添6)。

【類似法人の状況】

なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

宗教法人を資金源とした暴力団活動を無くし、安全で平穏な住民生活と社会経済活動の確保に資する。
宗教法人への暴力団員等の関与を防止することで、宗教法人や法人制度そのものに対する国民の信頼が維持される。

根拠法令等

宗教法人法第6条（公益事業その他の事業）、同法第14条（規則の認証）、同法第22条（役員の欠格）、同法第81条（解散命令）、同法第87条の2（事務の区分）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、秋田県、福島県、兵庫県、長崎県、宮崎県、沖縄県

○当県においても暴力団の活動は活発であり、暴力団が宗教法人の税制優遇措置を利用することで、その税制優遇の趣旨に反し、暴力団の活動のための資金となる蓋然性がある。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

69

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

教育支援体制整備事業費補助金に係る内示日の更なる早期化等

提案団体

神奈川県、福島県、岐阜県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

教育支援体制整備事業費補助金について、3月末に行われている内示のさらなる早期化、予算が成立した際の見込みであることを前提に、内々示等の交付見込みについて早期の情報提供を求める。

具体的な支障事例

当該補助金については、年度末の内示により初めて予算額が示されることから、自治体は、想定 of 配置計画で採用事務を実施するか、内示後の短期間で人材を探さなければならないため、4月の配置ができないなどの支障がある。

【会計年度任用職員としての任用手続きへの支障】

スクールカウンセラー等の非常勤職員は、令和2年度から会計年度任用職員に位置付けられており、公募により採用選考を実施することが原則となっている。当県の事務例を示すと、翌年4月から配置するため、9月に募集、11月に採用面接、翌年1月に合格発表を実施している。また、翌年3月上旬には、勤務時間数を配置先に連絡し、4月当初には、採用者に対して雇用契約書である採用書を交付している。しかし、内示が年度末であるため、仮に内示額が想定を下回った場合には、緊急に一人ひとりの勤務時間数を減じて対応しなければならない恐れがある。

【内示状況】

(事業年度):(内示日)令和4年度:令和4年3月24日、令和3年度:令和3年3月31日、令和2年度:令和2年3月31日、令和元年度:平成31年3月29日、平成30年度:平成30年3月30日、平成29年度:平成29年3月29日

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

採用活動を早期化することにより、経験豊富で生徒の学力向上に資する地域人材等を確保することが可能となる。

学校や地域の実情に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの最適な配置を行える。必要な人材を4月から配置することができる。

根拠法令等

教育支援体制整備事業費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、桶川市、千葉県、山梨県、京都府、西宮市、島根県、長崎県、熊本市、沖縄県

○4月に任用を予定する者にかかる採用事務については、任用までの期間が短く、選考等の事務に支障をきたしている。

○内示が3月末であるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置計画が4月にならないと確定できない。内示額が想定を下回った場合には、配置計画を見直さなければいけない可能性がある。また、引継ぎや情報共有の時間が十分に確保できず、年度初めの重要な時期に学校の教育相談体制が万全に機能しないことが考えられる。

○当該補助金は、年度末の内示により初めて予算額が示されるため、年度初め(4月)の人材配置が難しいなどの支障がある。会計年度任用職員としての任用手続きへの支障について、当県の事務例としては、5月中旬以降に派遣するために前年度の2月に募集、3月に採用面接及び合格発表を実施している。3月末、内示額が想定を下回った場合には、令和4年度採用者においては一人ひとりの勤務時間数を減じて対応したところである。

※参考 内示状況

(事業年度):(内示日)令和4年度:令和4年3月18日、令和3年度:令和3年3月25日、令和2年度:令和2年3月24日、令和元年度:平成31年3月29日

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

163

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

臨時免許状所持者の普通免許状取得に係る必要在職年数及び取得単位数の緩和

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

教育職員免許法に定める臨時免許状保有者が普通免許状を取得する場合の必要在職年数及び最低修得単位数を緩和すること。

具体的な支障事例

【現状】

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として学校の種類ごとの教員免許状(中学校または高等学校の教員は、学校の種類及び教科ごと)が必要である。

普通免許状を有する者を採用することができない場合は、教育職員検定を経て授与される免許状(有効期間3年)により、助教諭として該当教科を担当できる。

文部科学省の教員免許状授与件数等調査によれば、平成22年度～令和元年度に臨時免許状保有者が中学校教諭の二種免許状を取得した件数(全国)は各年度0件～4件と極めて少数である。

【支障】

中学校では9教科(10種類)を担当する教員数の確保が必要であり、特に小規模校においては十分な教員配置ができず、免許外教科担任や臨時免許状を有する教員により対応している。

[本県の免許外教科担任・助教諭数の推移(夜間中学、児童施設、特別支援学校・学級関係分を除く)]

免許外教科担任許可件数 H30:177、R1:130、R2:100、R3:114

臨時免許状授与数(助教諭数) H30:18、R1:25、R2:23、R3:30

免許外教科担任や臨時免許状による教科担任の解消のため、臨時免許状保有者の普通免許状(二種)取得を促進する必要があるが、臨時免許状の有効期間は原則3年であり、普通免許状取得に必要な在職年数が概ね5年以上(中学校6年、高等学校5年)とされているため、有効期間中に普通免許状を取得することができない(本県での制度活用件数はゼロ)。

また、仮に在職年数を満たしたとしても、上記の在職年数の場合は45単位の履修が必要となり(教育職員免許法をもとに県規則で定める単位数)、現に臨時免許状を保有する者が勤務しながら履修することが困難である。免許保有者の少ない教科(例:中学校技術、高等学校福祉、看護)については教員免許を取得できる大学等の教育機関が少ない。

[臨時免許状保有者の普通免許状取得の最低要件]

中学校教諭(二種) 在職年数:6年、修得単位数:45単位

高等学校教諭(二種) 在職年数:5年、修得単位数:45単位

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

臨時免許状保有者に上位の普通免許状を授与する方法を活用し、普通免許状の保有者を増やし、教員の質的担保を図りながら教員不足を解消することで、小規模校における教育環境の改善が図られる。

根拠法令等

教育職員免許法第5条、教育職員免許法施行規則第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、長野県、京都市、寝屋川市、下関市、高知県、熊本市

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

217

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

指定文化財修繕等に対する国庫補助金の交付先拡大

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金について、文化財の指定管理者である公益財団法人を申請者とし、国から法人に直接補助金を交付することを可能にする。

具体的な支障事例

重要文化財帆船日本丸の文化財的価値を保つ目的で行う修繕については、国庫補助金を活用しているが、木材等の加工等に数年間を要する修繕は、予算単年度主義である地方自治体の予算にはなじみにくい。そのため、指定管理者である公益財団法人を申請者として、同法人が集めた寄附金をもって国庫補助金を申請しようとしたが、所有者ではないため認められなかった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体が所有する指定文化財は住民にとって大切な財産であり、文化財を永く保存・活用していくためには修繕が欠かせない。この修繕のために地方自治体の予算だけではなく、文化財の維持・保全方法を熟知した指定管理者が自己の費用も投資して修繕を行うことができれば、迅速な意思決定や多年度にまたがる大規模な修繕の実施等が可能となり、結果としてより永く文化財を保存し未来に残すことが可能となる。

根拠法令等

文化財保護法第35条、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

名古屋市、熊本市

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

285

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

教育委員会への社会教育主事の必置規定の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の二の教育委員会事務局への社会教育主事の必置規定を緩和を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

社会教育法第九条の二において、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を必ず置くことと規定されている。

【支障事例・制度改革の必要性】

地域にネットワークを持つ社会教育主事は、今後行政が施策を進める上でますます重要な存在と位置付けられてきている。社会教育の事務を首長部局に移管した自治体は多い。当市においても、他の行政分野と一体的に推進することでより充実した市民サービスを実現するため、地域活動の拠点である公民館をはじめ、以前教育委員会で行っていた社会教育の半分以上の事務を首長部局に移管し、教育委員会に社会教育主事を必置とする必要性が低くなっており、柔軟に人事配置ができないことが支障となっている。実際に当市では、社会教育主事の資格を有する職員7人の内必ず1名を教育委員会に主として配置する必要性が生じている。また、社会教育主事は現状、各市町村で貴重な存在である中、社会教育主事の資格を有する職員全員を、首長部局を主として配置したいとすると、新たな職員に3年間の実務経験に加え40日間の社会教育主事講習へ派遣し資格を取得させる必要がある。限られた人員体制で、社会教育主事を増やすことは困難となってきているため、教育委員会へ必置とするの見直しが必要である。

【支障の解決策】

市町村の判断により、社会教育主事を教育委員会事務局に置かず、首長部局に置けるよう、社会教育法9条の改定を求める。

なお、社会教育の半分以上の事務を首長部局に移した本市においては、現在認められている教育委員会を主とする兼務体制では、本務以外で多岐にわたる社会教育主事の役割を全うすることが困難であり、支障の解決策につながらないと考えている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

社会教育主事的能力を適正に発揮できる人事配置が可能となる。

根拠法令等

社会教育法第9条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

京都市、広島市、高松市、高知県、熊本市

○事務委任等により首長部局で社会教育の事務を行っている場合には、当該設置規定と社会教育主事の設置に支障が生ずることが想定される。

○社会教育法に則り、教員職のうち社会教育主事の資格を有する者を社会教育担当課へ配置しているが、資格を有する教員職が減少傾向にあることから、3週間程度の講習会へ派遣し、資格を取得させる事例があった。

○当市においても、公民館に係る事業は市長事務部局において実施しているが、社会教育主事の資格を有する職員は教育委員会事務局に配置している状況。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

286

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

補欠の教育長の任期の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

現行の法律は補欠の教育長の残任期間の規定があり、前任の教育長の退任理由に関わらず、後任の教育長の任期は残任期間とされるため、任期の開始日を変更することができない。

【制度改正の必要性】

全国の市区において、教育長の任期開始日が4月1日ではない自治体は440(55%)あり、同様の課題を抱えている自治体は全国に多く存在している。

当市教育委員会においても、教育長の任期開始日は10月1日である。教育長と同様に、議会の手続きを経て選任する教育委員、選挙管理委員、農業委員、公平委員及び固定資産評価審査委員会委員についても、補欠の者の任期は残任期間とすることが法律で定められてはいるが、これらの委員は非常勤特別職である。一方、平成27年4月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する重要な役割(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)を担うこととなり、残任期間の定めがない常勤特別職である副市長と同様に、計画性をもって職務を全うするためにも、3年間の任期が確保されている必要がある。また、新制度においては教育委員から教育長を任命するのではなく、個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要性はなくなった。

【支障の解決策】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

教育長の任期の開始日を年度始めの4月1日に変更することができれば、現役の校長を含めた幅広い人材から教育長を任命することができ、教育現場への影響を減らすことができるとともに、3年の任期が確保された中で職責を全うすることができるようになる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年6月 30 日法律第 162 号)第五条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

入間市、浜松市

○当市は、令和4年1月1日から令和6年 12 月 31 日までを任期とする新教育長を任命した。その際、教育長を現役校長から選任したが、任期の開始日を4月1日に変更可能か否か議論となった。